

月刊基金

10

October 2022



新生支払基金の創建に当たって

社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二

特集

中核審査事務センターとブロックの業務運営方針

トピックス

審査運営協議会の概要

支払基金ホームページをご活用ください

支払基金ホームページでは、みなさまのお役に立つ情報を掲載しています。ぜひご活用ください。

<https://www.ssk.or.jp/>

支払基金

検索

社会保険診療報酬支払基金
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

音声読み上げ・文字拡大 → 本部・支部所在地 → サイトマップ

検索

1

組織概要 事業内容 診療報酬の審査 診療報酬の請求支払 統計情報

利用される方が「知りたいこと」を内容から探す入口です。

国民の皆様に関わる大切な仕事をしています

診療報酬の「適正な審査」「迅速な支払」を通じ医療保険制度を支えています

詳細を見る

利用される方に合わせて、各種ページをピックアップしていきます。

2

医療機関・薬局の方

保険者の方

地方公共団体の方

一般の方

3

重要なお知らせ

災害関連情報はこちらからご確認ください。(令和4年8月9日更新)

お知らせ > プレスリリース >

出産育児一時金請求用ソフトの専用ヘルプデスクの照会先e-mailアドレスが令和4年4月28日から変更となりました。(令和4年4月28日掲載)

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ(令和4年8月22日更新)

オンライン資格確認導入に関する医療機関等向けポータルサイトを開設しました

コンピュータチェックに関する公開を更新しました(令和3年9月27日掲載)

法行的公開を更新しました(令和12年12月22日掲載)

法行的公開のアンケートを実施しています(令和3年4月27日掲載)

の記録方法に係るお知らせを掲載しました(令和4年3月10日掲載)

「お知らせ」と「プレスリリース」を切り替えて表示させることができます。

支払基金
ってどんなところ?
支払基金についてわかりやすくご説明します

用語集

採用案内

フォーラムのご案内

70年のあゆみ

利用が多いコンテンツへのショートカットを配置しています。

4

オンライン請求

本部・支部情報

様式集

レセプト請求
計算事例

レセプト電算処理
システム

電子点数表・
基本マスター

月刊基金
広報誌・メルマガ

カレンダー

月刊基金

Monthly KIKIN 第63巻 第10号

10

OCTOBER 2022

社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様様に信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



高樽の滝（岐阜県）

「青川」の異名をもつ付知川の清流により、四季折々の渓谷美が楽しめる付知峡。その上流に位置する高樽の滝は、落差が20m以上もある直瀑で、高樽谷からの豊富な水が轟音とともに滝壺に流れ落ちる姿は圧巻です。滝壺のエメラルドグリーンも趣深く、天気の良い日には虹がかかることもあります。

CONTENTS

2 新生支払基金の創建に当たって

社会保険診療報酬支払基金 理事長 神田 裕二

4 特集

中核審査事務センターと ブロックの業務運営方針

関東審査事務センター(東京)

中部審査事務センター(愛知)

東北審査事務センター(宮城)

12 トピックス

審査運営協議会の概要

16 審査委員長に伺いました。

ICTと職員の連携によって 質の良い効率的な審査を

群馬県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長 西松 輝高

18 新組織体制に関するお知らせ

24 支払基金の人事異動

25 インフォメーション

新生支払基金の 創建に当たって

社会保険診療報酬支払基金 理事長

神田裕一



支払基金は、令和4年10月、「審査事務センター・分室」という電子レセプトの審査事務の集約拠点と、「審査委員会事務局」という各都道府県の審査委員会の審査補助を担う拠点到に再編する組織改革を行いました。

今回の組織改革は、平成27年の規制改革会議の議論に端を発する支払基金改革において、平成29年7月の業務効率化・高度化計画、令和元年5月の支払基金法の改正を踏まえ、支払基金自身が令和2年3月に「審査事務集約化計画工程表」として、今年10月に全国14か所の拠点到に審査事務を集約するとした公約を実現するものであり、一つの期を画するものであります。

組織改革の実現までには、昨年9月のAIを活用したレセプトの振分機能を実装した審査支払新システムの稼働と業務の棚卸による徹底した効率化によって約800人の定員削減を進めるとともに、新システム稼働に合わせ14万あった支部点検条件を本部に集約し、審査の差異の可視化レポートを始め、また、ブロック中核支部に診療科別WGを先行設置し、本部の検討会と分担し、当初3万3千あった支部取決事項を歯科では集約を完了し、医科でも過半数を集約する等、審査結果の不合理な差異解消の取組を前倒しで進めてきました。

今回の組織改革のため、支部職員の約3割、集約される支部では過半数となる1012人の職員が転動しています。そのために必要な通勤手当・住居手当の充実や、生活の本拠を離れた転居あるいは長時間通勤をする職員に対する異動手当の創設等に必要な財源

は、都市部の職員の地域手当を減額すること等で捻出しました。

新生支払基金の創建は、その実現に必要なこうした一つ一つの制度見直しの集大成であり、集約化計画工程表の決定や個々の見直しに対する保険者・被保険者、診療担当者等関係者の皆様のご理解とご協力のお蔭であると心から感謝申し上げます。また、離れた職員と連携して行う審査に対する審査委員の皆様のご理解、そして転勤や人事給与制度の見直しを受け入れてくれた職員の理解と協力なくしては成しえなかったことであり、この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

しかし、新生支払基金創建はゴールではなくスタートです。役職員一人一人が、今一度、ICTを活用した審査事務の効率化・高度化と審査結果の不合理な差異の解消という改革の目的をかみしめ、その実現に組織を挙げ懸命に取り組むことが求められています。

・「AIを活用して、査定の可能性の高いレセプトに絞り込んで重点的に審査がされるようになり、審査結果の理由についても丁寧な説明が受けられ、納得感が高まった。」

・「ブロックの診療科別WGでの速やかな取決とその全国共有、審査の差異の可視化レポートとその的確なフォローアップにより、都道府県間の不合理な差異が速やかに改善されるようになった。また、不合理な差異の新たな発生が目に見えて減ってきた。」

・審査結果の照会等には、審査事務を担当した職員が直接に対応するダイレクト・レスポンスが原則になります。「迅速で親切なよく考えられた(クイック&ソフトフル)回答が得られるようになり、満足度が高まった。」

こうした改革の効果を関係者の皆様に実感していただけるまで、弛まず努力をしてまいります。

新組織発足当初は、職員は、転勤による新たな居住環境や、長時間通勤、フレックスタイムや在宅勤務等の新たな勤務環境、また、初めて複数の都道府県のレセプトの審査事務を担当する等新しい仕事のやり方にも慣れる必要があります。関係者の皆様には、ご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、本部でも直接、意見・苦情を汲み上げる複線的なフォローアップ体制を敷き、保険者・被保険者、診療担当者の皆様、また、審査委員、職員の現場の声に丁寧に耳を傾け、問題には柔軟かつ的確に対応してまいります。お気づきの点があれば、遠慮なくご指摘いただきますようお願い申し上げます。

新生支払基金の創建に当たり、今後、支払基金にとって大きな柱となるデータヘルス分野での貢献と合わせて、関係者の皆様に改革の果実を確実にお届けすることを約束しますとともに、支払基金の業務運営に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶といたします。

中核審査直事務センターと ブロックの業務運営方針

今回の組織改革は、ICTを活用した審査事務の効率化・高度化と審査結果の不合理な差異の解消を進めるため、従来の支部完結型の業務実施体制から本部を中心とした全国統一的な業務実施体制への転換を図ることを目的としたものです。

新しい組織体制では、本部が担当部でブロック担当制を敷き、全国6ブロックの中核審査事務センターと緊密に連携しながら、地域審査事務センター・分室（中核センターと合わせ「集約拠点」という）、審査委員会事務局（以下「事務局」という）といったブロック内の各拠点の目標達成の統括、進捗管理を行うこととしています。

中核審査事務センターには、診療科別WGを設置し、職員が複数の都道府県の審査事務を担当することで発見した差異等について、ブロック内の審査の取扱いの調整を行い、差異解消の中心的な役割を果たします。

審査決定は、地域医療の特性等を踏まえた審査を行うため、各都道府県に設置される審査委員会で行うことは従来と変わりません。したがって、集約拠点の職員は、疑義付箋により分かりやすい理由を審査委員に伝え、確実に審査してもらおうこと、また、審査委員の医学的判断に基づく査定事例や医療機関に対する問題意識等を学び審査事務を行うことが必要になります。電子レセプトの審査事務を担う集約拠点と審査委員の審査補助を担う事務局の間で、審査支払新システムの照会依頼機能等を活用して職員と審査委員が直接連携を図る他、両者の連絡役を担うリエゾンにより、緊密な連携を図り、問題意識を共有して、審査の質の向上に取り組むことが求められます。

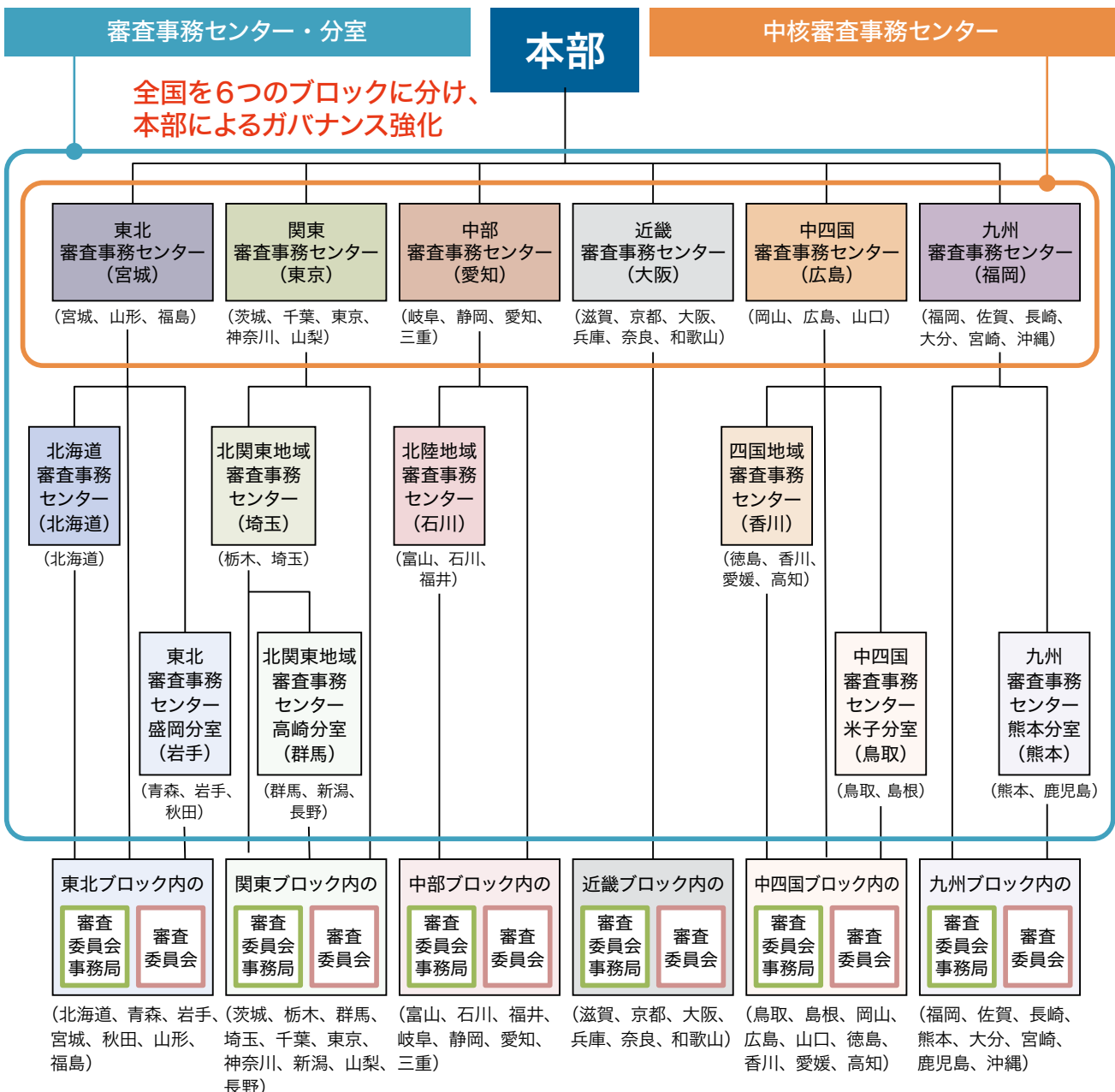
このため、従来のように自らの都道府県のことだけでなく、ブロック全体に視野を広げ、地理的条件や長時間通勤・在宅勤務等の職員の勤務実態、これまでの審査実績等の課題や特性を踏まえ、集約拠点と事務局で、業務の運営方針を共有することとしています。また、今後は、人事ローテーションもブロックが基本になりますので、人材育成方針や組織風土改革等も運営方針で取り上げていきます。

職員の士気を喚起し、関係者の理解に資するよう、ブロックごとに、本部も参加し議論した上で、ブロックの業務運営方針を策定していきます。ブロック内の地域審査事務センター・分室や事務局は、ブロックの方針を踏まえ、それぞれの業務運営方針を策定していきます。

●業務運営方針

新組織の安定稼働に向けた基本方針	3つのフェーズ「①新組織の円滑な始動（10月）、②業務の安定稼働の実現（～12月）、③組織目標の着実な達成（～3月）」を踏まえた安定稼働に向けた考え方（理念）
組織風土改革の取組	各拠点（審査事務センター・分室や審査委員会事務局）における円滑な業務運営に向けた組織風土の醸成
キャリア形成に向けた人材育成の取組	育成計画に則った研修や人事ローテーションの考え方
数値目標達成に向けた取組	数値目標の達成に向けブロックや拠点（審査事務センター・分室や審査委員会事務局）単位での実績の底上げ
審査結果の不合理な差異解消に向けた取組	可視化レポートの検証スケジュールやブロック取決のスキーム等、運用方針の明確化

●新しい組織の構成



関東審査事務センター（東京）

ごあいさつ

関東審査事務センター長

藤井 正則



策定しました。

1つ目として、先に触れましたが、関東ブロックは支払基金最大のブロックとなり、業務に与える影響が大きくなることを自覚し、審査事務集約の目的である審査結果の不合理な差異解消に取り組むことで、関東ブロックが支払基金全体の業務を牽引し、支払基金改革を着実に進めていくことです。

2つ目として、「関東審査事務センター（以下「東京センター」という）、「北関東地域審査事務センター（以下「埼玉センター」という）」及び「北関東地域審査事務センター高崎分室（以下「高崎分室」という）」に配置された専門性の高い職員が、その審査事務能力を最大限に生かせるように、センター長や分室長をはじめ、診療科室長、診療科別筆頭課長が積極的に職員の輪の中心となりコミュニケーションを図り、「風通しが良く、働きやすい」と実感できる組織を構築することです。

3つ目として、支払基金職員は、審査委員の先生方と連携を図ることができ、保険者・

令和4年10月より新たな組織体制として、

関東ブロックが構築されました。審査事務を行う3拠点（2審査事務センター・1分室）と10都県の審査委員会事務局が一つになり組織を構成することとなります。関東ブロックは組織規模が最大となることから、支払基金業務への影響はもとより審査事務集約の目的である審査結果の不合理な差異解消に大きく影響を与えることは必然と考えられます。最良の結果を出すために、関東ブロックの機能を十分に発揮させ、支払基金全体を牽引していくことの強い覚悟と責任の重さを感じながら、関係者の皆様の期待と信頼を更に積み重ねていくことに取り組んでまいります。

1 ブロックの業務運営方針のポイント

関東ブロックが安定稼働するための業務運営方針を、次の3つを柱（ポイント）として

2 ブロック業務運営方針の概要

医療機関の皆様への対応ができるスキルが重要であり、このスキルを磨くために、キャリアパスに応じた審査事務センターと審査委員会事務局間のローテーションを積極的に実施していきます。また、同一拠点（支部）において、長期間在勤している職員や家庭の事情が解消した職員がスキルを磨くことは非常に重要であり、ブロック内の審査実績を向上させるためにも積極的な人事ローテーションと人事交流を実施し、誰もが不公平感を抱かない活性化された組織を目指すことです。

(1) 新組織の安定稼働に向けた基本的な方針

新組織の円滑な始動（10月）については、審査事務集約により、新たな勤務先（転居や長距離通勤）、組織体制、職務内容等環境が大きく

く変化することから、メンタルケアやフォローアップを最優先に取り組みます。

業務の安定稼働の実現（12月）については、これまでの審査実績を維持し、令和5年1月の担当者変更に対応可能なMIR（医療機関情報を記録・閲覧する支払基金ツール）を活用した引継の準備を実施します。また、長距離通勤者の負担軽減のため在宅勤務やフレックスタイム制度の実態を確認し、在宅勤務であっても安定的な業務運営ができる体制の構築に取り組みます。

組織目標の着実な達成（令和5年3月）については、目標達成の取組を実施し、効果がある取組についてはブロック内で共有していきます。

(2) 組織風土改革の取組

自由闊達に意見が言える風通しの良い組織風土とするため、職員が気楽に「対話」ができる環境を整備し、リーダーシップを発揮できる人材を発掘し育成してまいります。

また、東京・埼玉センター、高崎分室では、組織風土改革プロジェクトチームからの提言を踏まえ、連携してブロック一体となり組織風土改革を推進します。

(3) キャリアパス形成に向けた人材育成の取組

キャリアパスに応じた人事ローテーション、人事交流で得た知識・経験・ノウハウを最大

限に発揮できる活性化された組織を構築します。特に新規採用職員については、関東ブロックにおいて全国の30%相当に当たる職員が配置されており、その育成は組織の重要課題

であることから、審査事務の基礎知識、金額計算等の請求・支払業務を早期に習得してもらい、個人の審査事務分担を担当できるように育成します。また、新規採用職員が6年目に「審査委員会事務局」において、審査委員会・保険者・医療機関への対応が自信をもって行えるよう、審査委員との連携や医療機関への改善要請等の研修を行い、ブロック内センター・審査委員会事務局にも展開してまいります。

(4) 数値目標達成に向けた取組

審査事務集約により、専門性の高い職員が各拠点に集まることから、審査実績向上のため出身支部の効果的な取組を取り入れ、更にはブロック展開することで数値目標を達成してまいります。業務安定稼働期では、各拠点内の審査実績を維持するため審査事務に係る熟達者により進捗・実績管理を実施します。審査事務担当者、進捗管理を行う係長・課長の役割分担を明確にし、「数値目標達成に向けた審査事務マニュアル」に基づき適正な業務処理を行います。

(5) 審査結果の不合理な差異解消に向けた取組

審査事務センター等において、職員が複数

都県の審査事務を行うことで、審査結果の不合理な差異事例が発見された場合、審査委員会事務局との連携において差異解消を図ってまいります。審査事務センターと審査委員会事務局間で解消されない差異事例については、都県の代表審査委員が在籍する診療科別WGにおいて検討し、ブロック内で統一を図ります。

(6) 円滑な業務体制の構築

業務処理体制が大きく変化することから、すべての業務において事務処理誤り等が発生する可能性を念頭に、特に審査委員会事務局で属人化となっている業務の優先的な解消を図り、事故等が起らない体制を構築します。

3 関係者（保険者、医療機関等）の皆様へ

支払基金改革における審査事務集約の目的として、ICTの最大限の活用による審査事務の効率化・高度化の推進と審査結果の不合理な差異解消の取組に向けて、審査事務センターと審査委員会事務局が連携を図り、職員全員が一元となって精一杯取り組んでまいりますので、今後とも、「新生支払基金」に対しまして、忌憚のないご意見を賜りますとともに、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

中部審査事務センター（愛知）

ごあいさつ

中部審査事務センター長

林 庸一郎



1 ブロックの業務運営方針のポイント

支払基金は、10月からレセプト審査事務を全国14か所の拠点に集約し新たなスタートを切ることになりました。

この集約により審査事務センターに集まった職員が、新しい職場を良くしていくために一体となって、これまで培ってきた知識、経験、能力を発揮し、知恵を出し合って、「日々これでよいのか」、「更によくする道はないのか」、職員同士がお互いに問いかけをしながら、話し合い相談し、活気あるセンターを作っていくことが仕事をレベルアップさせていくことにつながるものと思います。

このため、毎朝、業務開始前の「課内ミーティング」をはじめ、「業務振り返り会」や「意見交換会」等、出身支部が異なる職員との意思疎通を積極的に行うことにより、お互いを理解し、意識を高め合うことや、また、

「主任審査委員との診療科別ミーティング」や「診療科グループ打合せ会」を行い、同一診療科内でのディスカッションを重ねていくなど、職員同士が何でも話し合え、自由闊達な議論のできる働きやすい職場環境の実現を目指し、これまで以上に都道府県間の審査の差異の把握・解消や審査の質の充実につなげていけるよう全力で取り組みます。

2 ブロック業務運営方針の概要

(1) 組織の安定稼働に向けた基本的な方針

審査事務センターでは、診療科ごとに組織を構成し、審査事務の高い専門性を磨きながら、診療科単位で複数の県の審査事務を担当することにより、エリア内の審査の差異を日々把握するとともに、その差異が不合理だと思われる場合には、同じ診療科を担当する

職員同士のディスカッションや診療科グループ内の打合せ会で議論するなど審査結果の不合理な差異解消を目指します。

また、審査実績の改善が途切れることのないように、従前の取組を安定的かつ継続的に実施するとともに、中部ブロック内各県のさまざまな取組を参考にしながら、さらに審査実績を積み上げていけるよう取り組みます。

(2) 組織風土改革の取組

長距離通勤者が不安なく勤務できるように業務処理をサポートするとともに、育児・介護等在宅勤務者には、毎朝、当日の課内ミーティング内容をメール等により伝達し、仕事の見える化や情報共有を行い、職員同士が信頼関係で結ばれ、協力し理解し合える風通しの良い職場環境を目指します。

この他、中部審査事務センター（以下「愛知センター」という）、北陸地域審査事務センター（以下「石川センター」という）間の意識合わせや連携を図っていくための意見交

換会や勉強会を実施し、ブロック内の審査事務のスキルアップに取り組みます。

(3) キャリアパス形成に向けた人材育成の取組

新規採用職員については、入所後半年間で審査事務の基礎的知識の習得をはじめ診療科単位での事例演習、疑義付箋の貼付方法及び再審査事務処理等、審査事務のノウハウを学ぶとともに、模擬レセプトによる金額計算等請求支払業務についても習得し、半年後には自身の審査事務分担が持てるよう育成します。

また、職場の活性化や視野を広げ、幅広い知識の習得を図るため、同一エリア内及びセンター間での人事ローテーション・人事交流を推進します。

(4) 数値目標達成に向けた取組

昨年度の審査実績を全国6ブロックに集約した場合の中部ブロックの実績は、原審査請求100万点当たり再々審査の算定ルールに係る査定点数では、6ブロック中1位、原審査目視レセプト請求1万点当たり原審査時コンピュータチェックあり再審査査定点数では、2位の実績であり、引き続き、その実績を維持するため、これまで進めてきた再審査原審どおり分のダブルチェック等の取組を継続して実施します。

なお、請求1万点当たり独自疑義付箋契機
の原審査査定点数については4位であるため、

① 症状詳記及びレセプトコメントのある手術、
② 同一日又は同一レセプト内の複数手術、③
縦覧情報での同一手術及び関連手術に該当する
手術料の疑義付箋貼付を徹底しコンピュー
タチェックのない再審査査定数の減少に取り組
みます。

(5) 審査結果の不合理な差異解消に向けた取組

職員が把握した都道府県間の差異や審査上の算定可否について早急に取決めの必要が生じ、都道府県審査委員会で取決めの行った場合は、あくまでも暫定的な取決めとして取扱い、診療科別WGにおいて中部ブロック統一の取扱いとするか否かの協議を行い、3か月以内に結論を出すよう取り組みます。

なお、石川センターにおける北陸エリア内での一次的な暫定取決めは行わないこととしていきます。

また、審査の差異の可視化レポートイン
グにより審査結果の差異を見える化し、職員の
審査事務又は審査委員による審査委員会、そ
れぞれどの要因で差異が発生したのかを把握
し、不合理な差異である場合は速やかに解消
するよう取り組みます。

3 関係者（保険者、医療機関等）の皆様へ

集約による新たな組織体制では、診療科別の組織構成のもと高い専門性を磨くとともに、中部ブロック内の地域医療の特性や審査の広域的な状況を把握し、審査結果の不合理な差異の解消や審査の質の充実に積極的に取り組みます。

これらの取組により、これまで以上に審査結果理由が明確となり、査定・返戻のない適正なレセプトの提出につながることを目指し、保険者及び医療機関の皆様認められるよう審査支払業務の専門機関としての責務と役割を全うしていきます。

また、支払基金の「基本理念」にある私たちの使命と約束を果たすことはもとより、「職員行動指針」の一つである「保険者や医療機関を始めとする国民の皆様は御満足を頂けるよう、迅速かつ懇切丁寧に対応します。」を常に心に刻み実践しつつ、広く国民の皆様から日本の皆保険を支える大切な組織として信頼していただけるよう努めてまいります。

東北審査事務センター（宮城）

ごあいさつ

東北審査事務センター長

木村 久実子



「新生支払基金」としてスタートする当ブロックの新たな組織体制は、審査事務を担当する職員が勤務する東北審査事務センター（以下「宮城センター」という）、北海道審査事務センター（以下「北海道センター」という）、東北審査事務センター盛岡分室（岩手県）と、審査委員会の審査補助等の業務を中心に行う7道県の審査委員会事務局となり、全部で10の新組織で業務を運営してまいります。

10月に至る9月までに、ブロックの各組織長等と協力しながら行ってきた様々な準備とともに、ブロックの業務を運営していく上で肝となる「ブロック業務運営方針」を策定いたしました。

支払基金事業計画で掲げた「数値目標」に対し、全国6ブロックの中でも審査実績が低迷している状況でした。

今般の審査事務集約の目的である「審査結果の不合理な差異解消」と「更なる審査実績の向上」に向け、職員は審査事務のプロであることの自覚と、自らの役割と社会的責任を果たすためにも、「今こそブロック職員が全員一丸となり全国屈指のブロック（強い組織）に躍進させる」という強い思いを込め、新組織の安定稼働に向けた基本的な方針（理念）として、次の4つのポイントを掲げました。

- (1) ブロック全体に視野を広げて絶えず考える。
- (2) 前例踏襲から脱却し、職員一人ひとりが、これまでの経験と培ってきた知識を最大限活かすとともに、率先して行動し、組織目標を着実に達成する（改善傾向にある審査実績をしっかりと定着させていく）。

- (3) 決められたこと、やるべきことを確実に言い、やったかどうかの確認も徹底する。
- (4) 出身支部の枠を越えた職員間のコミュニケーションにより組織力を高め最大限の成果を生み出す（必要なことは言葉にして伝える、言うべきことは言い、聞くべきことは聞く）。

1 ブロックの業務運営方針のポイント

東北ブロックの昨年度までの立ち位置は、

2 ブロック業務運営方針の概要

(1) 新組織の円滑な始動（10月〜）

集約により、組織、勤務先等が大きく変わる中、職員全員が安心して働ける職場であると感じられるよう、特に、長時間通勤・転居等により生活リズムや生活環境が変わる職員へのメンタルケア及び新たな執務環境に慣れるまでのフォローアップを行います。

(2)業務の安定稼働の実現（～12月）

出身支部の審査事務を実施する3か月間、P D C A 管理とダブルチェックを確実に行うことで環境変化に影響されることなく審査実績の向上を図るとともに、業務処理マニュアルの遵守と進捗管理の徹底により円滑に業務処理を遂行してまいります。

(3)組織目標の着実な達成（～3月）

令和5年1月以降、出身支部以外のレセプト審査事務の開始により、審査結果の不合理的な差異解消や審査実績向上への取組を本格的に始動します。

(4)組織風土改革の取組

組織としての最大限の成果（組織目標達成）を生み出すため、誰にでも相談や自由闊達な意見等が言える風通しの良い組織風土を醸成します。また、職員数の少ない事務局においては、職員総出で協力し合って業務を遂行し、業務の属人化解消に取り組んでまいります。

(5)キャリアパス形成に向けた人材育成の取組

職員は、自身のなりたいたい姿（キャリアパス）を考え行動することでスキルの向上を図り、組織としては職員のスキルアップをサポートすることに、幅広い視野で仕事ができる意欲の高い職員を育成します。このため個人

の事情や希望するキャリアパスコースに配慮しつつ、エリア内の人事ローテーションや北海道センターと宮城センター等との人事交流を積極的に実施してまいります。

また、新規採用職員を含む若手職員が即戦力として活躍できるよう計画を立て育成してまいります。

(6)数値目標達成に向けた取組

審査の質の充実を図るために、審査事務センター（分室）及び審査委員会事務局各々の役割を踏まえた審査に係る目標を設定しています。現状の課題、足元をしっかりと見つめた上で、7つの重点的取組方針を掲げ、具体的な手段・方法に沿って目標達成に取り組んでまいります。

(7)審査結果の不合理な差異解消に向けた取組

①職員が発見した道県の差異は、統一に向けて診療科別WGで検討し、ブロック取決事項を作成するとともに、職員及び審査委員への周知を徹底します。

②審査の差異の可視化レポートイングによる検証と検証結果に基づくフォローアップを確実に実施し、不合理な差異の解消を図ってまいります。

(8)ブロック内共通の取組

数値目標達成に向けた取組、支部間差異解消のための取組及び業務処理に係るブロック内の統一的進捗管理や、会議資料の統一化による共通した情報共有により、円滑なブロック内の業務運営に努めてまいります。

3 関係者（保険者、医療機関等）の皆様へ

今般の審査事務集約の実施は、支払基金創立以来最大の改革ですが、その中においてもブロックの業務運営を円滑に遂行し、かつ、成果を上げていくことが中核センター長である私に課せられた使命であります。全力で関係者の皆様からの信頼や期待に応えられるよう決意を新たにいたしまして、審査事務集約に当たってのご挨拶とさせていただきます。

審査運営協議会の概要

はじめに

令和元年の支払基金法の改正において、支部、幹事及び幹事長に関する規定が廃止され、幹事長（支部長）が担っている権限を本部に集約し、本部によるガバナンスを強化することを目的として幹事長が有していた支部業務の執行権限が、理事長に集約されました。

改正法が施行された令和3年4月以降も、引き続き、関係者間において情報共有などを行う場が必要であったことから、これまでの幹事会の仕組みを活用しつつ、支部運営委員会と名称を変え開催していたところでした。

今般、10月からの審査事務集約に併せ、本部の下に置かれることとなった審査委員会や審査委員事務局、審査事務センターの取組状況などについて、支払基金の関係者において毎月確認し意見等を出し合い協議することにより、効率的・効果的な支払基金の業務運営に資するよう、各都道府県に「審査運営協議会」を置くこととしました。

本協議会について、支払基金の定款に規定し

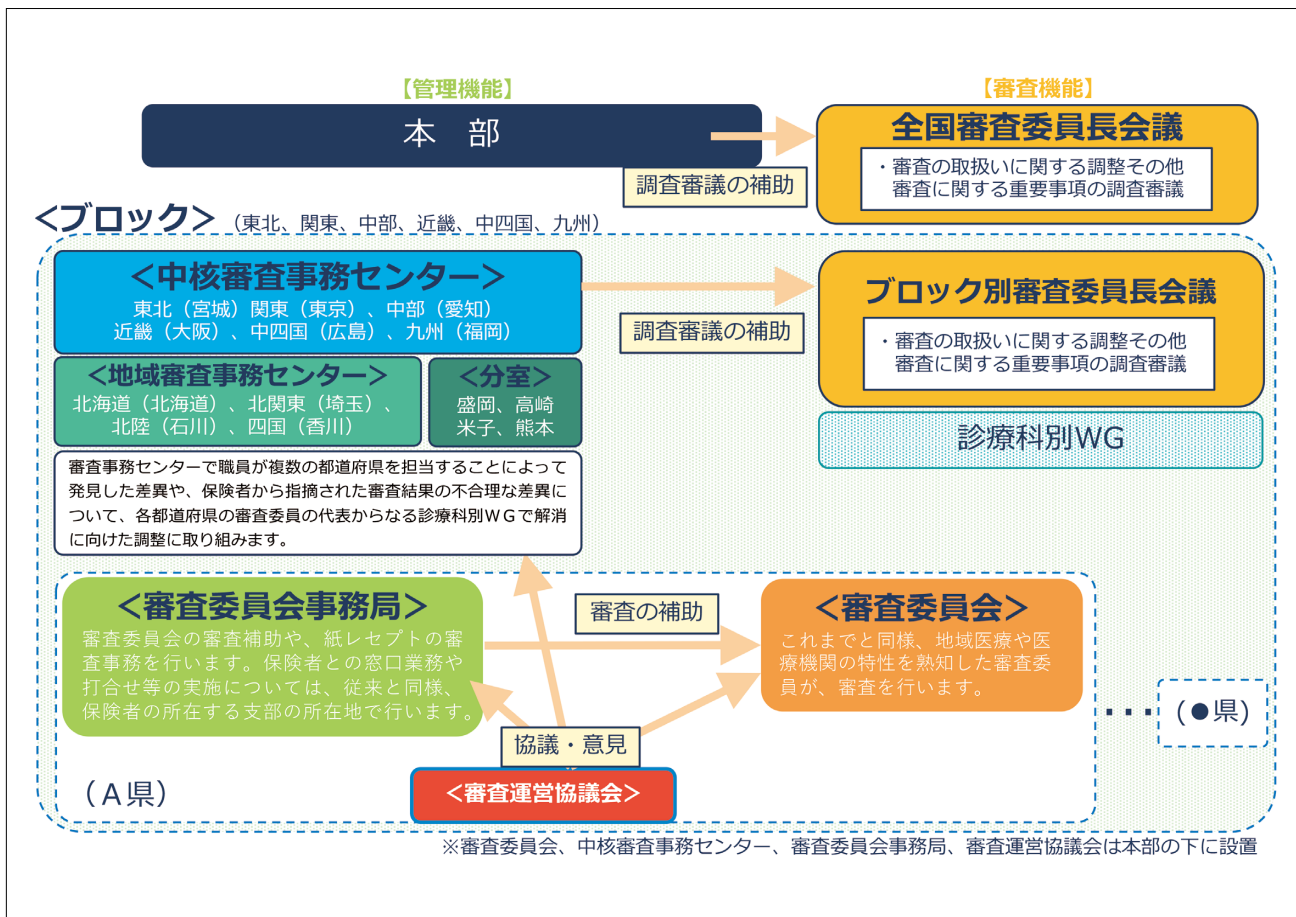
- ・審査委員会及び審査委員事務局の審査運営に関して必要な事項を協議する。

- ・所在地の審査委員会事務局を統括する審査事務センターの運営に関して意見を述べることができる。

こととしています。

審査運営協議会の場合には、審査委員会事務局長を委員長とし、保険者代表、被保険者代表、診療担当者代表、公益代表の委員がそれぞれの立場から、審査事務センター・分室及び審査委員事務局（審査委員会）が、本部の執行機関として適切かつ着実な事業運営を行っているかを協議します。

● 審査運営協議会の相関図



審査運営協議会の運営

これまでの支部運営委員会では、主に毎月の理事会の報告などを行っていましたが、新たな審査運営協議会では、審査委員会及び審査委員会事務局に関して、審査委員会事務局の業務運営方針、審査委員会事務局の数値目標に対する実績、ブロック取決事項に関する自

県別の審査状況など、また、審査事務センター・分室に関して、ブロック及び審査事務センター・分室の業務運営方針、審査事務センターの数値目標に対する実績、中核審査事務センターにおける診療科別ワーキンググループの検討結果などを報告し、意見等をいただくこととしています。

審査運営協議会の委員長は審査委員会事務局長が担いますが、議題により、中核審査事務センター長、地域審査事務センター長又は審査事務センター分室長が出席します。

また、新たな関係者として、審査委員長がオブザーバーとして出席します。審査委員会を代表する

立場、医学的専門的な見地から、職員の説明を補足します。議題に応じて、副審査委員長(医科・歯科)又は審査調整役が出席(同席)することもあります。

審査運営協議会の主な議題

① 業務運営方針

新組織における円滑な組織運営のため、地域が抱えている課題や特性を分析し、新組織の安定稼働に向けた基本方針、組織風土改革の取組、人材育成、数値目標の達成に向けた取組や審査結果の不合理な差異解消の取組などについて、毎年度策定します。

その業務運営方針の内容について概ね年度当初(令和4年度は10月)の協議会において関係者と共有し、当該年度の業務運営について関連な意見交換をすることを想定しています。

② 数値目標に対する実績

審査事務集約により、審査事

務センター・分室及び審査委員会事務局はそれぞれの役割が明確にされたことを踏まえ、令和4年度の後期からは、審査事務センター・分室について、「原審査における確実な審査事務の実施」及び「電子レセプト・併設審査委員会事務局の紙レセプトに係る再審査における確実な処理」を目標に5つの数値目標を設定しています。また、審査委員会事務局について、「原審査における確実な審査の補助」及び単独設置審査委員会事務局に限り「紙レセプトに係る再審査における確実な処理」を目標に4つの数値目標を設定しています。

これらの数値目標を都道府県別に比較することなどにより、自県の立ち位置を確認し、更なる審査・審査事務の質の向上につなげます。

③ 診療科別ワーキンググループの検討結果等及びブロック取決事項に関する自県の審査の状況

診療科別ワーキンググループ

では、職員が複数の都道府県の審査事務を担当することによって把握した都道府県間の審査結果の違いや、保険者等から指摘された審査結果の不合理な差異、また、審査委員会からの検討依頼事項について検討・調整し、その検討結果や進捗状況について、随時報告します。

また、その際に、ブロックで統一した審査取決事項に関する自県の審査の状況について、変更があるか否かなどの報告を併せて行います。

こうした報告により、ブロックにおける審査結果の不合理な差異解消の進捗状況について情報共有をすることができます。

④ 審査の差異の可視化レポートとそのフォローアップ

審査の差異の可視化レポートとは、審査の差異の見える化を図るため、既に審査における取扱いがまとめられている事例や多くの付せんが付くコンピュータチェック事例を対象として、検証前レポート（一定の条件に該当するレセプトを機械的に抽

出し、その審査結果を都道府県別に整理したもの）を作成し、その審査結果が審査上の取扱いに基づく「適正な審査」であったのか、あるいは合理的な説明ができない「不合理な差異」であったのかを検証するものです。

また、不合理な差異を確認した事例については、職員起因による差異がみられる場合は上司による教育、審査委員起因による場合は審査委員長等から周知することにより、早期に認識誤りの解消を図り、検証結果レポートの公表から概ね1年後に改善状況をフォローアップし、結果を公表します。

可視化レポートと、その後の改善状況のフォローアップ結果を報告することにより、全国規模での都道府県間の審査結果の不合理な差異の見える化とその解消が着実に進んでいる状況を共有します。

⑤ その他

理事会の議事事項を報告するほか、自県における当月分の請求件数、査定件数等を示した審

査状況を報告します。また、オンライン資格確認の導入状況、医療機関等への適正なレセプト提出の取組状況など自県の取組の成果について報告します。

このように、審査運営協議会では、審査委員会・審査委員会事務局、また、審査事務センター・分室における審査運営に関する様々な課題に関して、その取組状況等を報告します。こうした報告を受けて、支払基金の関係団体を代表する委員の方々から頂戴する闊達なご意見やご助言を参考に、業務運営に組み込んでまいります。

● 審査運営協議会について

設置根拠	支払基金定款
招集	審査委員会事務局長
構成	<p>【四者構成】 協議会委員 8 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者を代表する者 ・ 被保険者を代表する者 ・ 診療担当者を代表する者 ・ 公益を代表する者（うち 1 名は審査委員会事務局長） <p>※ 各々同数を理事長が選任 参与 4 名以内</p>
その他の出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核審査事務センター長 ・ 地域審査事務センター長 ・ 審査事務センター分室長（統括する審査委員会事務局の審査運営協議会に、審査事務センター長を代理して出席）
オブザーバー	審査委員長（副審査委員長（医科・歯科）・審査調整役）
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会及び審査委員会事務局の審査運営に関して必要な事項を協議 ・ 審査委員会事務局を統括する審査事務センターの運営に関して意見を述べる
主な議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査委員会・審査委員会事務局に関する事項 ① 審査委員会事務局の業務運営方針 ② 審査委員会事務局の数値目標に対する実績 ③ ブロック取決事項に関する自県の審査状況 ④ 審査の差異の可視化レポートとそのフォローアップ（審査委員に起因するもの） ⑤ その他自県に関する報告（審査状況、オンライン資格確認の導入状況、医療機関等への適正なレセプト提出の取組状況等） ・ 審査事務センター・分室に関する事項 ① ブロック及び地域審査事務センター・分室の業務運営方針 ② 審査事務センターの数値目標に対する実績 ③ 診療科別ワーキンググループの検討結果等 ④ 審査の差異の可視化レポートとそのフォローアップ（職員に起因するもの） ・ その他 理事会の議事事項 等



西松輝高

群馬県社会保険診療報酬請求書審査委員会 審査委員長

ICTと職員の連携によって 質の良い効率的な審査を

医師として

——医師を志したきっかけ

高校入学当時は、そのころ流行りだしたエレキギターに夢中になり、高校2年生の進路選択まで、ずっとバンド活動にいそしんでいました。そのため、高校2年生が終わる頃までは、特にどういう仕事に就きたいとか、そう思った思いもなく過ごしていました。

エレキギターの練習に励んでいましたので、成績はお世辞にも良いと言えるものではなかったのですが、

今までの反省も込めて、「一番難しい医学部を志望しよう。」と進路選択の時に初めて考えました。高校3年生の4月から、やるからには1年で国公立大学の医学部に入学するぞと、思い立った訳です。

受験勉強を始めるにあたっては、まず受験科目の確認をすることから行いました。1年間という限られた時間の中、全ての科目を網羅する余裕はないと考え、社会科学の大学を調べました。その結果、国公立で3つだけ受験日が同日ではない医学部があり、その3校の受験日を目指

し、スケジュールを立てて受験勉強を始めました。

今思えば、進路選択の時に一念発起し、医学部を目指したことが、医師を志すきっかけになったと思います。

——医師として大事にしていることを教えてください

医師としてのポリシーは、これまでの経験の中で培われているものとして、「科学的根拠に基づいた個別医療」というものが、若い頃からいつも頭にありました。

医師になって6年、7年目ぐらい

頃の話ですが、日本で開発されたウロキナーゼという血栓溶解剤を患者さんの状態を診ながら投与している中で、患者さんの一部に、投与量を増やせば増やすほど凝固能が高まっていくという、逆効果の症例があることを見つけました。たまたま、その検体を取っておいたので、当時はないと言われていた抗体がひよつとしたらあるのではないかと疑い、マウス等で皮内反応を調べてみたところ、抗体反応があったので非常に驚きました。

それからというものの、凝固・線溶系に興味を持って、いろいろな症例を診てきました。今でも凝固・線溶系に関する薬で生じる反応には、個人差が非常にあります。ですから、一人ひとり、きちんと反応を見ながら慎重に使用しないと、副作用のほが優勢になってしまい、全くの逆効果となってしまう。

若い頃にそういった経験をしたものですから、それ以来、患者さんは皆全く違うんだという気持ちで、真摯に向き合うようにしています。

審査委員長として

——審査委員になり感じたことは

私は平成15年に初めて国保連合会の審査委員になりました。その後、3年目に副審査委員長のポストに就きましたが、4年目に社保と国保連合会の審査基準を合わせる試みとして、県内の副審査委員長を交代することとなり、5年目には社保の審査委員となりました。

支払基金も国保連合会も当時は紙レセプトが主流でしたので、山のようになり積まれたレセプトで前の審査委員が見えない状況でした。なかなか山が減らず苦慮したのを覚えています。

今はコンピュータチェックがかかるので、昔に比べて重点的な審査ができるようになりました。

——審査委員長として大切にしていることは

大切に思っていることは、審査委員間、それと審査委員と職員間の意思疎通を図り、いかに効率的に審査を行えるかということです。

私が審査委員長になり、1年目に

始めたのは、紙レセプトの束に職員の名前を目立つように書いてもらうことでした。小さなことですが、審査委員と職員のコミュニケーションが取りやすくなる取組みの第一歩として始めました。その結果、審査委員と職員間のコミュニケーションがある程度取れるようになってきたと感じたので、2年目には、査定となる傾向が多い診療行為等に対し、審査委員と職員が共同で確認にあたるという取組みも始めてみました。共同確認にあたっては、職員の医学的知識がある程度必要と考え、さまざまな診療科の審査委員に協力していただき、年に一回、勉強会として病気の講演を行うなどし、職員の医学的知識の醸成に努めました。

現在は、コロナ禍で勉強会は行えていませんが、落ち着いたらまた再開したいと考えています。

——高崎オフィスモデル事業について

群馬支部では、本年10月の審査事務集約に先駆け、令和3年5月からモデル事業として高崎オフィスを開設しました。

高崎オフィスへは経験豊かな職員を派遣していますので、群馬支部と連携を取りながら、多くの課題に挑戦してくれました。審査委員についても、在宅審査を試行的に実施しており、私自身も体験してみました。支払基金に来所した時と同じ感覚で審査が行えました。審査委員や職員との連携についても、審査画面を見ながら電話で話したりすることで、概ね問題なく審査が行えたと思います。

セキュリティ対策として、自宅や職場でも個室が必要とはなりますが、遠方から審査に来る審査委員や診療等で忙しく審査時間が確保しづらい審査委員にとっては、今後は在宅審査が主流となっていくのではないのでしょうか。

プライベートについて

——休日はどうのように過ごされていますか

月曜日から土曜日まで、朝8時30分に病院で入院患者のカンファレンスを行っており、日曜日診療は行っていないものの病院へ行くこと

が多く、なかなか、まとまった時間を作ることが難しいです。

それでも空いた時間があると、最近では歴史の勉強をしています。高校時代に社会科学を学び損ねたので。世界の歴史関連の本を読むことが多く、教科書だけでは学べない様々なことが学べます。

例えば、今のウクライナ問題についても、様々なアプローチの仕方があり、時代をさかのぼってみたり、地理的背景をあれやこれや考えることで、歴史の裏側を少し覗けた気がします。



新組織体制に関するお知らせ

審査事務集約により新たな組織体制がスタートしました。
10月以降の照会先や届出の提出先等は次のとおりとなります。

保険者・公費負担医療実施機関の皆さまへ

支払基金へのご照会

重要

▶再審査の請求方法や請求関係帳票、再審査申出等全般に関する照会先

➡保険者等の所在する都道府県の**審査委員会事務局の担当者**にご照会ください。

▶再審査に関する審査結果についての照会先

➡審査事務センター・分室に設置している**再審査相談窓口の担当者**にご照会ください。

※支払基金ホームページの各都道府県ページに保険者等の照会連絡先と再審査相談窓口一覧を掲載しています。

➡また、**個別のレセプトの審査結果**については、**審査事務担当者**へ直接ご照会いただけます。

※個別レセプトの照会先については、医療機関等コードを入力することで審査事務担当者と照会連絡先を検索できる医療機関等照会連絡先検索機能を支払基金ホームページに搭載しています。

➡**再審査結果等に関する保険者等との打合せ及び連絡調整**についても、審査事務センター・分室の**再審査相談窓口担当者**にご照会ください。

審査事務センター・分室の再審査相談窓口担当者と審査委員会事務局が連携を図り、各都道府県の審査委員会事務局が対応します。

▶その他のご照会は**審査委員会事務局の担当者**までお願いします。

- オンライン請求の届出及び電子証明書の発行に関すること
- 特定健診・特定保健指導の費用決済に関すること
- 出産育児一時金等直接支払制度に関すること
- オンラインによる請求前資格確認に関すること 等

再審査等請求書のご提出

重要

▶再審査等請求書の提出先

●オンラインによる再審査請求は従来と変わりません。

●電子媒体及び紙レセプトによる再審査請求は、保険者等の所在する都道府県の**審査委員会事務局**にご提出ください。**提出先の住所は従来の支部と変わりません。**

その他の届出のご提出

▶その他の届出のご提出は**審査委員会事務局**までお願いします。

提出先の住所は従来の支部と**変わりません**。

診療報酬等関係

- 電子証明書発行依頼書
- オンラインによる請求前資格確認(開始・中止)届出書
- 電子レセプトのCSV情報による請求申出書兼レセプト電子データの提供申出書
- 電子レセプトのCSV情報による請求中止申出書
- オンラインによる再審査等請求開始届

特定健診・特定保健指導関係

- 特定健診・特定保健指導に関する保険者届
- 特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届
- 特定健診・特定保健指導データに係る電子媒体送付書
- 受診券情報登録票、利用券情報登録票、セット券情報登録票

出産育児一時金等関係

- 出産育児一時金等の電子媒体申込書
- 出産育児一時金等過誤申出書、出産育児一時金等過誤依頼書
- 出産育児一時金等返付依頼書、出産育児一時金等返付書

こんなときどうする？

>> 保険者の所在地が変更になる場合の手続きなどの照会先はどこ？

保険者等の所在する都道府県の審査委員会事務局の担当者へご照会ください。

照会連絡先は、支払基金ホームページの各都道府県ページでご確認いただけます。

各都道府県ページはこちら → <https://www.ssk.or.jp/shibu/index.html>

>> 再審査等請求書の提出先はどこ？

保険者等の所在する都道府県の審査委員会事務局へご提出ください。

提出先住所は集約前の支部と同じですが、名称が変わります。

9月まで「社会保険診療報酬支払基金(都道府県)支部」

10月から「社会保険診療報酬支払基金(都道府県)審査委員会事務局」

>> 再審査結果の照会先になっている再審査相談窓口はどこ？

9月、10月の請求関係帳票送付時に再審査相談窓口一覧を同封しています。

また、支払基金ホームページの各都道府県ページにも掲載していますのでご確認いただけます。

保険医療機関・保険薬局・訪問看護ステーション・ 特定健診等機関・助産所の皆さまへ

支払基金へのご照会

重要

▶ 審査結果に関する照会先

- ▶ 電子レセプト請求医療機関等は審査事務センター・分室の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。
- ▶ 紙レセプト請求医療機関等は審査委員会事務局の審査事務担当者の照会連絡先にご照会ください。
※北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室の審査事務担当者にご照会ください。
また、群馬県及び島根県の医療機関等については、高崎分室、米子分室の審査事務担当者にご照会ください。
- ▶ 支払基金ホームページに医療機関等コードを入力することで審査事務担当者と照会連絡先を検索できる医療機関等照会連絡先検索機能を掲載しています。

▶ その他のご照会は審査委員会事務局までお願いします。

- 当座口振込通知書(支払調書)に関すること
- 特定健診・特定保健指導に関すること
- 保険医療機関届に関すること
- 診療報酬等の振込銀行の変更に関すること
- オンライン請求の届出及び電子証明書の発行に関すること
- 出産育児一時金等の帳票に関すること 等

レセプト等のご提出

重要

- ▶ オンラインによる請求は従来と変わりません。
- ▶ 電子媒体及び紙レセプトは、医療機関等の所在する都道府県の審査委員会事務局にご提出ください。
提出先の住所は従来の支部と変わりません。
※北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室にご提出願います。
- ▶ 特定健診・特定保健指導(電子媒体)及び出産育児一時金等代理申請・受取請求書(電子媒体及び紙媒体)についても、提出先は医療機関等の所在する都道府県の審査委員会事務局となります。

再審査等請求書の提出先及び提出方法

重要

- 審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼に係る再審査等請求書の提出先が変更となります。

電子レセプト請求医療機関等

→ 審査事務センター・分室の審査事務担当者宛て

紙レセプト請求医療機関等 → 審査委員会事務局の審査事務担当者宛て

※北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室の審査事務担当者宛てご提出願います。

また、群馬県及び島根県の医療機関等については、それぞれ高崎分室、米子分室の審査事務担当者宛てご提出願います。

- 提出方法

審査結果に対する再審査等請求書

再審査請求にあたり、写しレセプトの提出をお願いしていたところですが、医療機関等の負担軽減のため、今後は不要とさせていただきます。

- オンライン請求医療機関等 → 原則、**オンライン請求システム**によりご提出をお願いします。

※オンライン請求システムにより送信する「再審査等請求ファイル」を作成するツールは、オンライン請求システムのトップメニュー / マニュアルに掲載しています。

※オンライン請求システムでの再審査請求が困難な場合、または、資料を添付した上で再審査請求される場合は、郵送にてご提出ください。

- 電子媒体又は紙レセプト請求医療機関等 → **郵送**によりご提出をお願いします。

※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

レセプトの取下げ依頼に係る再審査等請求書

- 当月請求のレセプトの取下げ依頼 → **電話**によりご依頼ください。

※取下げ期限日までにお電話いただけますと、レセプトを翌月初に返戻することが可能です。

なお、取下げ期限日に間に合わない場合は、翌々月以降に返戻します。

※毎月の電話取下げ期限については、毎月医療機関等宛て返戻時に送付するお知らせ文書に取下げ期限日を掲載します。

- 前月以前に請求されたレセプトの取下げ依頼

- ・ **オンライン請求医療機関等** → 原則、**オンライン請求システム**によりご提出をお願いします。

※オンライン請求システムにより送信する「再審査等請求ファイル」を作成するツールは、オンライン請求システムのトップメニュー / マニュアルに掲載しています。

※オンライン請求システムでの取下げ依頼が困難な場合は、郵送にてご提出ください。

- ・ **電子媒体又は紙レセプト請求医療機関等** → **郵送**によりご提出をお願いします。

※ FAXでの受信は廃止させていただきます。

その他の届出のご提出

▶その他の届出のご提出は**審査委員会事務局**までお願いします。

提出先の住所は従来の支部と**変わりません**。

- 電子証明書発行等依頼書
- 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出
- 光ディスク等を用いた費用の請求に関する届出
- 請求省令改正に係る免除・猶予の届出
- 診療報酬等振込銀行(口座)変更届
- 特定健診・特定保健指導機関届

こんなときどうする？

>> オンライン請求をしています。返戻レセプトを紙で請求する場合の提出先はどこ？

紙レセプトは、医療機関が所在する都道府県の審査委員会事務局へご提出ください。

提出先住所は集約前の支部と同じですが、名称が変わります。

9月まで「社会保険診療報酬支払基金(都道府県)支部」

10月から「社会保険診療報酬支払基金(都道府県)審査委員会事務局」

なお、北海道、岩手県、宮城県、埼玉県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、熊本県の医療機関等については、審査事務センター・分室にご提出願います。

>> 訪問看護ステーションです。訪問看護レセプトの提出先はどこ？

上記の紙レセプトの提出先と同じです。

>> 今月提出したレセプトの中で1件取下げをしたいが、取下げ期限日を過ぎてしまった。

取下げ期限日を過ぎた場合も担当者が責任をもって対応し、翌々月以降に返戻をいたします。

>> これまで支払基金ホームページに支部からのお知らせなどが掲載されていたが、支部がなくなったことにより、そのページもなくなるのか。

医療機関等が所在する支部からのお知らせなどの情報を掲載していた「支部情報」のページは「都道府県情報」ページとしてリニューアルしました。

これまでと変わらず、お知らせを掲載していきます。

各都道府県ページはこちら → <https://www.ssk.or.jp/shibu/index.html>

>> 審査事務センター・分室はどこにあるのか。

審査事務センター・分室の住所はこちらです。

下表の北関東地域審査事務センター高崎分室及び中四国審査事務センター米子分室以外の審査事務センター・分室は、審査委員会事務局と同一建物内にあるため、これまでの支部の所在地と同じ住所です。

審査事務センター・分室一覧

名称	住所	呼称	
東北 審査事務センター	〒 983-8504 宮城県仙台市宮城野区榴岡五丁目1番27号	宮城センター	審査委員会事務局と同一建物
北海道 審査事務センター	〒 060-8551 北海道札幌市中央区北7条西十四丁目28番地22	北海道センター	審査委員会事務局と同一建物
東北 審査事務センター 盛岡分室	〒 020-0883 岩手県盛岡市志家町10番35号	盛岡分室	審査委員会事務局と同一建物
関東 審査事務センター	〒 171-8541 東京都豊島区南池袋二丁目28番10号	東京センター	審査委員会事務局と同一建物
北関東 地域審査事務センター	〒 330-9511 埼玉県さいたま市浦和区領家三丁目18番1号	埼玉センター	審査委員会事務局と同一建物
北関東 地域審査事務センター 高崎分室	〒 370-0841 群馬県高崎市栄町3番26号 株式会社求人ジャーナル 高崎駅東口ビル5階	高崎分室	
中部 審査事務センター	〒 462-8523 愛知県名古屋市中区大曾根四丁目8番57号	愛知センター	審査委員会事務局と同一建物
北陸 地域審査事務センター	〒 920-8517 石川県金沢市元菊町16番15号	石川センター	審査委員会事務局と同一建物
近畿 審査事務センター	〒 530-8327 大阪府大阪市北区鶴野町2番12号	大阪センター	審査委員会事務局と同一建物
中四国 審査事務センター	〒 733-8534 広島県広島市西区中広町一丁目17番30号	広島センター	審査委員会事務局と同一建物
四国 地域審査事務センター	〒 760-8537 香川県高松市朝日町二丁目17番3号	香川センター	審査委員会事務局と同一建物
中四国 審査事務センター 米子分室	〒 683-0064 鳥取県米子市道笑町2丁目252番地 大鉄米子ビル6階	米子分室	
九州 審査事務センター	〒 812-8532 福岡県福岡市博多区美野島一丁目1番8号	福岡センター	審査委員会事務局と同一建物
九州 審査事務センター 熊本分室	〒 860-8533 熊本県熊本市中央区本荘町667番1	熊本分室	審査委員会事務局と同一建物

支払基金の人事異動

令和4年8月30日付

退職	前職名
合田 悠	本部 情報化企画部長

令和4年10月1日付

新職名	前職名
北海道審査事務センター センター長 平 ゆかり	北海道 支部長
東北審査事務センター センター分室長 盛岡分室 中尾 正己	岩手 //
東北審査事務センター センター長 木村 久美子	宮城 //
北関東地域審査事務センター センター分室長 高崎分室 鷲 巢 宏	群馬 //
北関東地域審査事務センター センター長 三條 正裕	埼玉 //
関東審査事務センター //	東京 //
関東審査事務センター 副センター長 稲垣 圭子	神奈川 審査企画部長
北陸地域審査事務センター センター長 吉村 毅	石川 支部長
中部審査事務センター //	愛知 //
近畿審査事務センター //	大阪 //
近畿審査事務センター 副センター長 林 克 是	大阪 審査企画部事業管理課長
中四国審査事務センター センター分室長 米子分室 山本 達也	鳥取 支部長
中四国審査事務センター センター長 羽田 聖司	広島 //
四国地域審査事務センター //	香川 //
九州審査事務センター //	福岡 //
九州審査事務センター センター分室長 熊本分室 伯川 博文	熊本 //
北海道審査委員会事務局 事務局長 東野 英嗣	北海道 審査企画部長
青森審査委員会事務局 //	青森 支部長
岩手審査委員会事務局 //	秋田 審査業務第1課長
宮城審査委員会事務局 //	宮城 総務部長
秋田審査委員会事務局 //	秋田 支部長
山形審査委員会事務局 //	山形 //
福島審査委員会事務局 //	福島 //
茨城審査委員会事務局 //	茨城 //
栃木審査委員会事務局 //	栃木 //
群馬審査委員会事務局 //	新潟 庶務課長
埼玉審査委員会事務局 //	埼玉 審査企画部長
千葉審査委員会事務局 //	千葉 支部長
東京審査委員会事務局 //	東京 副支部長
神奈川審査委員会事務局 //	神奈川 支部長

新職名	前職名
新潟審査委員会事務局 事務局長 柴田 泰浩	新潟 支部長
富山審査委員会事務局 //	富山 //
石川審査委員会事務局 //	石川 審査業務第2課長
福井審査委員会事務局 //	福井 支部長
山梨審査委員会事務局 //	山梨 //
長野審査委員会事務局 //	長野 //
岐阜審査委員会事務局 //	岐阜 //
静岡審査委員会事務局 //	静岡 //
愛知審査委員会事務局 //	愛知 総務部長
三重審査委員会事務局 //	三重 支部長
滋賀審査委員会事務局 //	滋賀 //
京都審査委員会事務局 //	京都 //
大阪審査委員会事務局 //	大阪 副支部長
兵庫審査委員会事務局 //	兵庫 支部長
奈良審査委員会事務局 //	奈良 //
和歌山審査委員会事務局 //	和歌山 //
鳥取審査委員会事務局 //	鳥取 管理課長
島根審査委員会事務局 //	島根 支部長
岡山審査委員会事務局 //	岡山 //
広島審査委員会事務局 //	広島 総務部長
山口審査委員会事務局 //	山口 支部長
徳島審査委員会事務局 //	徳島 //
香川審査委員会事務局 //	香川 審査業務第1課長
愛媛審査委員会事務局 //	愛媛 支部長
高知審査委員会事務局 //	高知 //
福岡審査委員会事務局 //	福岡 総務部長
佐賀審査委員会事務局 //	佐賀 支部長
長崎審査委員会事務局 //	長崎 //
熊本審査委員会事務局 //	佐賀 審査業務課長
大分審査委員会事務局 //	大分 支部長
宮崎審査委員会事務局 //	宮崎 //
鹿児島審査委員会事務局 //	鹿児島 //
沖縄審査委員会事務局 //	沖縄 //

理事会開催状況

8月理事会は8月29日に開催され、議題は次のとおりでした。

議 題

1 議事

- (1) 公益代表役員の選任（案）

2 報告事項

- (1) 役員選任の認可
- (2) 公益代表役員の公募
- (3) 第22次審査情報提供（歯科）

3 定例報告

- (1) 令和4年6月審査分の審査状況
- (2) 令和4年7月審査分の特別審査委員会審査状況
- (3) 令和4年6月理事会議事録の公表

プレスリリース発信状況

- 8月1日 令和4年5月診療分の確定件数は対前年同月伸び率で8.6%増加～確定金額は5.6%増加～
- 8月29日 第22次審査情報提供事例（歯科）として22事例を追加
- 8月30日 公益代表役員の公募を開始
8月定例記者会見を開催

支払基金ホームページ (<https://www.ssk.or.jp/>) 新着状況（抜粋）

- 8月3日 令和4年度診療報酬改定関係を更新
- 8月4日 「第24回審査情報提供歯科検討委員会」を開催
- 8月5日 リーフレット「オンライン請求システム接続可能回線「フレッツ・ADSL」及び「ISDN」のサービス終了について」を掲載
基本マスター（コメント）・コメント関連テーブルを更新
- 8月10日 保険者の異動について（2022年7月分）を掲載
月刊基金「令和4年8月号」を掲載
- 8月15日 令和4年度診療報酬改定に係る基本マスター（医科診療行為・歯科診療行為・コメント）の新設及び廃止予定コードを掲載
- 8月18日 基本マスター（医薬品）を更新
- 8月22日 令和4年度診療報酬改定関係を更新
- 8月25日 「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様（DPC用）」を掲載
- 8月29日 審査情報提供事例（歯科）を追加
- 8月30日 役員の公募を開始（令和4年9月30日まで）
- 8月31日 令和4年度診療報酬改定関係を更新
「審査の差異の可視化レポート」の改善状況の早期確認（8事例）を掲載

集約に関する特設ページを開設しました

<https://www.ssk.or.jp/>

1 集約に伴うお知らせや照会先の変更点がわかります

例えば、保険者等の皆さまの再審査に関する事務処理関係の照会先や、再審査結果に関する照会先などの変更点を掲載しています。

また、医療機関等の皆さまの審査結果のお問い合わせ先、審査結果に対する再審査請求や、レセプトの取下げ依頼における再審査等請求書の提出先と提出方法等をわかりやすく掲載しています。

2 新体制のポイントを解説しています

審査結果の不合理な差異の解消の取組や、それぞれの審査事務センター・分室がどこの都道府県を担当するかなどがわかります。

3 医療機関等照会連絡先検索機能

ホームページにて、医療機関・薬局ごとに支払基金の審査事務担当者とその照会連絡先などを検索できます。

[トップページ](#) → [審査事務集約特設ページ](#)

審査事務集約に対するご意見・ご要望受付窓口

支払基金では、保険者等・医療機関等をはじめとする関係者の皆さまの声を直接お受けする受付窓口を設置しています。

本部 経営企画部 企画広報課 フリーダイヤル: **0120-328-973**

月曜日から金曜日 9時から12時 13時から17時30分（国民の休日、年末年始を除く。）

支払基金メールマガジンのご案内

ホームページにて審査事務集約の内容を更新の都度、メールマガジンでお知らせします。その他、関係者の皆さまに役立つ情報をお知らせしています。

空メールによる登録方法

メールの宛先を右の2次元バーコードから読み込み、空メールを送信します。

または、宛先欄に次のアドレスを直接入力し、空メールを送信します。

空メールの送信先: toroku@mail.ssk.or.jp



Web上の登録ページからの登録方法

アクセス先を右の2次元バーコードから読み込み、ブラウザよりWebページにアクセスし、登録するメールアドレスを入力します。

https://www.ssk.or.jp/goannai/kohoshi/kohoshi_03.html

